

厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例事務取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例(昭和63年厚木市条例第4号。以下「条例」という。)の事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設の附置の算定)

第2条 条例第4条から第6条までの規定の特定用途及び非特定用途に供する部分の床面積の算定は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 駐車場法(昭和32年法律第106号。以下「法」という。)第20条第1項に規定する特定用途建築物が全部の建築物にあつては、その建築物の全ての部分を延べ面積とする。
- (2) 法第20条第1項に規定する特定用途を供する建築物で、特定用途又は非特定用途が混合している複合用途建築物にあつては、特定用途又は非特定用途の主要用途以外の部分を共通用途部分とし、当該共通用途部分の面積を条例別表第1の(2)の項又は共同住宅の用途のそれぞれの用途に供する部分の面積割合に応じて按分し、当該按分して得た数値を、条例別表第1の(2)の項に掲げるそれぞれの用途に供する部分の床面積又は共同住宅の用途に供する部分の床面積とみなし、それぞれに対応する用途に供する部分の床面積に加えるものとする。
- (3) 前号の規定は、荷さばきのための駐車施設の規模を算定しようとする場合について準用する。この場合において、同号中「条例別表第1」とあるのは「条例別表第2」と、「共同住宅の用途」とあるのは「非特定用途」と読み替えるものとする。
- (4) 第2号の規定は、自動二輪車のための駐車施設の規模を算定しようとする場合について準用する。この場合において、同号中「条例別表第1の(2)」とあるのは「条例別表第3の(1)」と、「共同住宅の用途」とあるのは「共同住宅の用途又は非特定用途」と読み替えるものとする。

(5) 前3号の延べ面積の算定をする場合において、駐車施設の用途に供する部分は特定部分の延べ面積に算入しないものとする。

(届出等の添付図面)

第3条 規則第2条第1項第3号に規定するその他市長が必要と認める書類は、別表第1に掲げるものとする。

2 規則第4条第1項第3号に規定するその他市長が必要と認める書類は、別表第2に掲げるものとする。

(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置に関する基準)

第4条 条例第4条の2ただし書に規定する建築物の構造又は敷地の位置、規模等から荷さばきのための駐車施設を附置することが著しく困難であると市長が認める場合とは、敷地が1,000平方メートル未満の場合とする。

(駐車施設の構造)

第5条 条例第8条第1項に規定する自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものは、同条第2項から第5項に掲げる構造とする。

2 自動車の出入口の構造については、次のとおりとする。ただし、駐車のために供する部分(自動車の駐車のために供する部分のうち、条例に基づき附置する部分をいう。以下同じ。)の面積が50平方メートル以下の場合又は周囲の状況、敷地の状況、建築物の構造等からやむを得ない場合で、自動車の通行上特に支障がないと認められるときはこの限りでない。

(1) 次に掲げる場所には出入口を設けてはならない。

ア 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

イ 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分

ウ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分

エ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分

オ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から 10 メートル以内の部分

カ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分

キ 横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から 5 メートル以内の道路の部分

ク 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から 20 メートル以内の部分

ケ 橋

コ 幅員が 6 メートル未満の道路

サ 縦断勾配が 10%を超える道路

(2) 敷地の前面道路が 2 以上ある場合は、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。

(3) 駐車のために供する部分の面積が 6000 平方メートル以上の場合は、縁石線又は柵その他これに類する工作物により道路の車線が方向別に分離されている場合を除き、出口と入り口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って 10 メートル以上とすること。

(4) 出入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、1.5 メートル以上とすること。

(5) 出口付近の構造は、当該出口から 2 メートル(自動二輪専用は 1.3 メートル)後退した車路の中心線上 1.4 メートルの高さで、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ 60 度以上の範囲内において道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

3 車路については、次のとおりとする。ただし、駐車の用に供する部分(自動車の駐車の用に供する部分のうち、条例に基づき附置する部分をいう。以下同じ。)の面積が50平方メートル以下の場合又は周囲の状況、敷地の状況、建築物の構造等からやむを得ない場合で、自動車の通行上特に支障がないと認められるときはこの限りでない。

(1) 自動車の車路は円滑かつ安全に走行することができ、その車路の幅員は、5.5メートル(一方通行の場合は3.5メートル)以上とすること。

(2) 自動二輪車専用車路の幅員は、3.5メートル(一方通行の場合は2.25メートル)以上とすること。

4 建築物である駐車施設については、次のとおりとする。ただし、第3号、第5号、第6号及び第7号について、駐車の用に供する部分(自動車の駐車の用に供する部分のうち、条例に基づき附置する部分をいう。以下同じ。)の面積が50平方メートル以下の場合又は、周囲の状況、敷地の状況や建築物の構造等からやむを得ない場合で、自動車の通行上特に支障がないと認められるときはこの限りでない。

(1) 車路のはり下の高さは、2.3メートル以上を確保とすること。

(2) 駐車の用に供する部分のはり下の高さは、2.1メートル以上とすること。ただし、一般公共の用に供さない場合はこの限りでない。

(3) 屈曲部は、自動車を5メートル(自動二輪車専用車路にあつては3メートル)以上の内法半径で回転させることができる構造とすること。ただし、視認性が十分確保されており、安全上支障がないと認められる場合はこの限りでない。

(4) 傾斜部の縦断勾配は17%未満とし、路面は粗面又は滑りにくい材料で仕上げること。

(5) 直接地上へ通じる出入口が無い階に駐車の用に供する部分を設けるときは、避難階段又はこれに代る設備を設けること。

(6) 火災の危険のある施設を附置する場合には、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画すること。

(7) 内部の空気を床面積 1 平方メートルにつき毎時 14 立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けること。ただし、換気に有効な開口部の面積がその階の床面積の 10 分の 1 以上であるものについては、この限りでない。

5 駐車のために供する部分は、駐車のために供する部分及び車路を明確に区分するとともに、駐車のために供する部分を一台ごとに区分したものとすること。

(駐車施設の構造又は敷地の位置、規模等による駐車施設等の附置の特例)

第 6 条 条例第 8 条第 2 項、第 3 項又は第 5 項ただし書きに規定する当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合及び条例第 9 条第 1 項に規定する当該建築物の構造若しくは敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合又は交通の安全及び円滑化若しくは土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 既存建築物を増築若しくは法第 20 条の 2 に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替え(以下「大規模修繕等」という。)をする際に、構造上、駐車施設等の設置ができない場合
- (2) 敷地の形態が著しく不整形又は間口若しくは敷地が狭小であり、駐車施設を附置することが困難であると認められる場合
- (3) 駐車施設等の出口及び入口の位置若しくは車路の幅員が、関係法令に抵触して、駐車施設等の設置ができない場合
- (4) 前面道路の交通規制(歩行者天国等長時間にわたる通行禁止)のため、自動車の出入りが不能の場合又は前面道路の交通上、当該道路における交通の安全及び円滑化に支障を及ぼすため駐車施設等を設けることが好ましくない場合
- (5) その他市長が特にやむを得ないと認める場合

(駐車のために供する部分の規模の特例)

第7条 条例第6条の規定に基づき、既存建築物を増築又は大規模修繕等の工事に着手する際に、前条の規定により、条例第8条第1項及び第2項に規定する駐車施設の自動車の駐車の用に供する部分の規模を設置できないことが市長に認められた場合、建築した既存の建築物の増築又は大規模修繕等の工事に着手する建築物若しくは当該建築物の敷地内に附置しなければならない駐車施設の自動車の駐車の用に供する部分の規模は、条例第8条第2項の規定にかかわらず、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものにする事ができる。

2 条例第6条の規定に基づき、既存建築物を増築又は大規模修繕等の工事に着手する際に、前条の規定により、条例第8条第3項及び第4項に規定する荷さばきのための駐車施設の自動車の駐車の用に供する部分の規模を設置できないことが市長に認められた場合は、建築した既存の建築物の増築又は大規模修繕等の工事に着手する建築物若しくは当該建築物の敷地内に附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の自動車の駐車の用に供する部分の規模は、条例第8条第3項及び第4項の規定にかかわらず、市と協議することができる。

3 条例第6条の規定に基づき、既存建築物を増築又は大規模修繕等の工事に着手する際に、前条の規定により、条例第8条第5項に規定する自動二輪車のための駐車施設の自動車の駐車の用に供する部分の規模を設置できないことが市長に認められた場合は、建築した既存の建築物の増築又は大規模修繕等の工事に着手する建築物若しくは当該建築物の敷地内に附置しなければならない自動二輪車の駐車の用に供する部分の規模は、条例第8条第5項の規定にかかわらず、市と協議することができる。

4 市長は、前2項の規定による協議を行うに当たっては、事業者に対し必要な指導又は助言をすることができる。

5 第1項から第3項までの規定による駐車の用に供する部分の規模の特例に該当するか否の判定に当たっては、駐車施設を設置しようとする者から、駐車施設の位置、規模及び構造について、規則第2条に規定する駐車

施設附置(変更)特例承認申請書に建築物調書を添えて提出させるものとする。承認を受けた事項を変更する場合も同様とする。

6 前項の規定による駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に必要とされる駐車施設を附置したものとみなす。

(隔地駐車場の条件)

第8条 条例第9条の規定により駐車施設を附置すべき建築物の敷地外に駐車施設の設置を認める場合は、次の条件によるものとする。

- (1) 隔地駐車場は原則として、駐車施設を附置すべき者が所有するものでなければならない。ただし、地区の特殊性等によりこれによりがたい場合で、長期間の貸借期間が設定されている場合には、既存の駐車場を賃借等して利用することを認めるものとする。
- (2) 隔地駐車場のうち正当な権原を有するための契約を行うものについては、契約期間が満了した場合は、契約の更新を行うものとする。
- (3) 隔地駐車場を認める場合においても、原則として、車いす使用者のための駐車施設及び荷さばき用の駐車施設は、駐車施設を附置すべき建築物又はその敷地内に必要な台数を確保すること。
- (4) 隔地駐車場を申請する場合には、規則第2条に規定する駐車施設附置(変更)特例承認申請書により申請させること。この場合において、駐車施設を賃借等する場合には契約書の写しを添付すること。

(隔地駐車場の距離)

第8条の2 条例9条に規定する建築物の敷地からおおむね300メートル」の範囲は、建築物の敷地の端から360メートル(300メートルの120パーセント)以内とし、公道上の歩行距離によるものとする。

(適用除外の承認申出等)

第9条 条例第11条第1項第2号の規定による駐車施設附置の適用除外に該当するか否の判定に当たっては、建築物の新築、増築又は大規模修繕等を

しようとする者から駐車施設附置適用除外承認申請書を提出させるものとする。

(その他)

第 10 条 条例第 4 条から第 6 条までの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を算定するにあたり、算出の過程において次に掲げる数値に小数点以下の端数が生ずるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる位を四捨五入するものとする。

- (1) 条例第 4 条に規定する別表第 1 の (1) の項の非特定用途に供する部分の床面積に $1/2$ を乗じて得た数値 小数点第 3 位
- (2) 前号の規定により共通用途部分を按分して得た数値 小数点第 3 位
- (3) 条例第 4 条に規定する別表第 1 の (2) の項に掲げる用途に供する建築物の床面積をそれぞれに対応する (3) の項に掲げる面積で除して得た数値 小数点第 3 位
- (4) 条例第 4 条に規定する別表第 1 の (4) の項により算出して得た数値 小数点第 6 位
- (5) 条例第 4 条の 2 に規定する別表第 2 の (2) の項に掲げる用途に供する建築物の床面積をそれぞれに対応する (3) の項に掲げる面積で除して得た数値 小数点第 3 位
- (6) 条例第 4 条の 2 に規定する別表第 2 の (4) の項により算出して得た数値 小数点第 6 位
- (7) 条例第 4 条の 3 に規定する別表第 3 の (1) の項に掲げる用途に供する建築物の床面積をそれぞれに対応する (2) の項に掲げる面積で除して得た数値 小数点第 3 位
- (8) 条例第 4 条の 3 に規定する別表第 3 の (3) の項により算出して得た数値 小数点第 6 位
- (9) 条例第 5 条の規定により算出された床面積の合計数値 小数点第 3 位
- (10) 第 5 条の 2 の規定により算出された戸数の合計数値 小数点第 3 位

附 則

この基準は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (規則第 2 条関係)

図面の種類		明示すべき事項	
駐 車 施 設	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び建築物の位置並びに条例第 9 条第 2 項の規定による申請にあつては、建築物の位置及び駐車施設との距離	
	配置図	縮尺(縮尺 1/200 以上)、方位、位置、規模、出入口、車路及びその幅員、敷地が接する道路の位置及び幅員並びに交差点、横断歩道、停留所等の位置	
	建築物 の場合	各階平面図	縮尺(1/200 以上)、方位、間取り、規模、駐車施設内外の自動車の車路及びその幅員並びにその他の主要な施設
		立面図	縮尺(1/200 以上)(2 面以上)
		断面図	縮尺(1/200 以上)、はり高、各部の長さ及び傾斜部の勾配
建 築 物	配置図	縮尺(1/200 以上)、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員	
	各階平面図	縮尺(1/200 以上)、方位、間取り並びに各室の用途(用途ごとに色分け)及び床面積 1 百貨店その他店舗 2 事務所 3 共同住宅 4 1～3 以外の特定用途 5 非特定用途 6 共通用途部分(共通となる用途を	

	明示すること)
その他	公図写し、登記事項証明書、条例第8条の2に規定する特殊な装置を用いるときは当該装置の仕様を明示した図面及び駐車場施行令第15条に規定する国土交通大臣の認定書

(注) 駐車施設又は建築物のいずれか一方の図面に、明示すべき事項の全てが記載されているときは、当該一方の図面で足りる。

別表第2(規則第4条第1項関係)

図面の種類		明示すべき事項	
駐 車 施 設	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び建築物の位置	
	配置図	縮尺(縮尺1/200以上)、方位、位置、規模、出入口、車路及びその幅員、敷地が接する道路の位置及び幅員並びに交差点、横断歩道、停留所等の位置	
	建 築 物 の 場 合	各階平面図	縮尺(1/200以上)、方位、間取り、規模、駐車施設内外の自動車の車路及びその幅員並びにその他の主要な施設
		立面図	縮尺(1/200以上)(2面以上)
	断面図	縮尺(1/200以上)、はり高、各部の長さ及び傾斜部の勾配	
建 築 物	配置図	縮尺(1/200以上)、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員	

	各階平面図	縮尺(1/200以上)、方位、間取り並びに各室の用途(用途ごとに色分け)及び床面積 1 百貨店その他店舗 2 事務所 3 共同住宅 4 1～3以外の特定用途 5 非特定用途 6 共通用途部分(共通となる用途を明示すること)
その他		公図写し、登記事項証明書、条例第8条の2に規定する特殊な装置を用いるときは当該装置の仕様を明示した図面及び駐車場施行令第15条に規定する国土交通大臣の認定書

(注) 駐車施設又は建築物のいずれか一方の図面に、明示すべき事項の全てが記載されているときは、当該一方の図面で足りる。